

道社協 太郎 様

関係者番号: ●●●●●

社会福祉法人北海道社会福祉協議会 会長

(公印略)

緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金 償還開始のお知らせ

今回お知らせする貸付の第1回目の償還期限(入金期限)は令和5年2月25日です

【口座振替による償還(原則)】 付款方式為銀行自動轉賬(僅限於以下3家銀行)。

- ・償還方法は、「ゆうちょ銀行」「北洋銀行」「北海道銀行」いずれかの口座振替(自動引落)となっています。
- ・毎月25日(金融機関が休業日の場合翌営業日)に引落を行います。残高不足にならぬよう必ず前日までに確認ください。
- ・口座振替未届出(下記口座欄空白)の場合早急に別添“預金口座振替依頼書”を特例事務センターへ送付ください。
(※注意1:届出頂いても印鑑相違や金融機関の登録で時間を要し、初回の振替に間に合わない場合がございます。)
- ・なお、口座振替未登録や残高不足などで振替できない場合には、後日郵送する払込取扱票でお支払いいただきます。

【今回償還が開始する貸付金の償還計画】

【令和4年○月○日時点のデータから作成】

	貸付1 関係者番号: ●●●●●	貸付2 関係者番号: ●●●●●	貸付3 関係者番号: ●●●●●	貸付4 関係者番号: ●●●●●
資金名称・資金コード	緊急小口資金 KA	総合支援資金(初回貸付) SX	您使用的貸款種類和代碼編號 (諮詢時請告知此號碼)	
貸付コード	1000000	4000000	您所借用的金額	
貸付額	200,000 円	600,000 円	已經返還的金額	
償還済額	0 円	0 円	今後應償還的金額	
償還残高	200,000 円	600,000 円	要償還の期間、期間的起始日期、期間的 終止日期和到期日為毎月25號。 ※示例:如果起始日期 = 2023/1/26, 則 第一個到期日為 2/25 (星期六)。週 六、週日、休假の場合, 將於第二天	
償還期間	2年0ヶ月	10年0ヶ月	每月償還一次的金額	
(自) 償還期間開始日	令和5年1月26日	令和5年1月26日	最後一個月償還的金額(調整尾數)	
(至) 最終償還期限日	令和7年1月25日	令和15年1月25日	償還次數(毎月1次)	
償還期日	毎月25日限り※参考:令和5年1月26日が償還期間開始日 初回の償還期限日は、令和5年2月25日(土)ですが、 金融機関が休業日のため、口座振替は27日(月)となります。			從這個賬戶自動扣款 ※如無填寫, 請填寫“存款轉賬委託書”, 用回執信封郵寄。如果無法自動轉賬, 我們日後會向您發送付款單。
償還金額(1回目以降)	8,330 円	5,000 円	4. 不正當的借款一經查證, 我們會收回 您的借款。	
償還金額(最終回)	8,410 円	5,000 円	5, 6. 如果在最後到期日(例如, 令和7 年1/25)之前未支付全部費用, 我們 則將收取利息。每月滯納不收取利息, 但以3月為基準向您發送催款信。	
償還回数 ※月賦払い	24 回	120 回		
届出済み	金融機関	北洋 銀行		
振替口座	支店名	本店		
2. 更替地址和姓名等情況、首先請致電 TEL0120-540-058。 我們將發送地址等變更文件。		普通預金		
		1234***		

厳守事項など

1. 期限までに返済金(元金及び利息)を納めること。

2. 借受人に次の事項が生じている場合、直ちに届け出ること。

- (1) 住所を変更したとき
- (2) 改姓・改名したとき
- (3) 死亡、または行方不明になったとき
- (4) その他北海道社会福祉協議会が定める事項

3. 破産など債務整理手続開始の通知先は、「北海道社会福祉協議会 生活支援課」です。

4. 次の1つにあてはまるときには、貸付金の全部又は一部を一括で返していただくことがあります。

- 借入金了他に流用したとき ○虚偽の申込みその他不正な手段による借入を行ったとき ○故意に理由なく貸付金の償還を怠ったとき ○その他本貸付の趣旨に反する事実が認められたとき

5. 償還期限までに貸付金滞り子を徴収します。

6. 上記の償還期日より償還遅延料を徴収します。(減額して)

【この通知に関するお問い合わせ先】

北海道社会福祉協議会 コロナ特例事務センター

☎電話: 0120-540-085 (フリーダイヤル: 平日9:00~18:00)

生活福祉資金の償還（返済）について

○償還方法は、「ゆうちょ銀行」「北洋銀行」「北海道銀行」いずれかの口座振替です。

○「振替口座が**未届出**」の場合

別添“**預金口座振替依頼書**”に記入・押印し、コロナ特例事務センターへ郵送ください。

○「一括で返済したい」場合

想要一次性全額還款時，我們會發送支付處理單，請撥打TEL 0120-540-085

払込取扱票を発行しますので、コロナ特例事務センター(0120-540-085)へ電話ください。

・居民稅非徵收家庭（收入少，不用繳納居民稅的家庭）可以免除償還。（令和4年度的免除申請通知已於令和4年5月發送）・免除內容的詳細內容請參閱附帶的厚生勞動省傳單（各國語言版）。

償還免除申請はお忘れなく！

○今回償還開始する貸付の免除申請をお申込みしてはおりませんか？

＜償還免除となる要件＞

- ・令和３年度又は４年度に借受人と世帯主が住民税非課税
- ・生活保護受給 ・身体障害者手帳（１級又は２級）
- ・精神保健福祉手帳（１級のみ）など

○償還開始後でも新たに免除要件に該当した場合、全部または一部の償還を免除できる場合があります。

○詳しくは別添のチラシをご覧ください。

○申請様式がない場合、ホームページ

北海道社会福祉協議会

から ダウンロード、またはコロナ特例

- 支付非常困難的情況下，可以為您暫停（延緩）一段時間。

※申請方法正在調整中。決定後將刊登於 Web: dosyakyo.or.jp

[illegible]

償還が困難な場合（猶予（停止）等）には…

- 地震や火災等での被災 ○病気療養中 ○失業又は離職 ○その他道社協が認める場合（低収入、収入の減少、DV被害、多重債務、公共料金滞納など）など著しく償還が困難と認められるとき一定期間の償還猶予（停止）等が可能です。
- 希望する場合には、ホームページ [北海道社会福祉協議会](#)  をご覧になるか、コロナ特例事務センターにお問い合わせください。（※現在、猶予などの具体的手続きについては、調整中です※）

生活にお困りの場合の相談先

- 生活困難時的諮詢處。
詳情請參閱附帶的厚生勞動省傳單（各國語言版）。

市（区）町村社会福祉協議会

一人で悩まず、まずは相談してみませんか

- 道内全ての市（区）町村にある社会福祉協議会は、福祉に関する生活の困りごとを相談できる身近な窓口です。
- 償還が困難な原因には、様々な生活課題が絡みあっている場合がありますが、生活状況等の把握などを行い、償還猶予措置の紹介や適切な制度・機関へのつなぎを行うなどの相談・支援を行います。

生活困窮者自立相談支援機関

お金、仕事、住宅などで生活にお困りの場合には・・・

- お住まいの市町村ごとに相談窓口（市ごと、町村にお住まいの方は振興局ごと）があります。
- 日々の生活、仕事（就労支援）、家計（家計に対するアドバイスや債務整理のご案内）のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら支援します。